○あわら市勤労者住宅資金利子補給要綱

平成16年3月1日 告示第44号 改正 平成17年11月14日告示第78号 平成21年3月31日告示第69号 平成21年12月1日告示第185号 平成27年3月31日告示第40号の2 平成31年3月31日告示第41号の7

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者が市内において自己の住宅を新築し、又は購入する場合に、住宅資金として借入れた借入金(以下「借入金」という。)の利子の一部を補給(以下「利子補給」という。)することにより勤労者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(利子補給対象者等)

- 第2条 利子補給を受けることができる者(以下「利子補給対象者」という。)は、 次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 勤労者(事業者に雇用され給与所得により生計を維持している者をいい、代表権を有している法人の役員を除く。以下同じ。)
 - (2) 申請をした日の属する年の前年における所得の金額で次に掲げるものの合計額が400万円以下の者
 - ア 所得税法 (昭和40年法律第33号) 第23条第2項の利子所得の金額
 - イ 所得税法第24条第2項の配当所得の金額
 - ウ 所得税法第26条第2項の不動産所得の金額
 - エ 所得税法第27条第2項の事業所得の金額
 - オ 所得税法第28条第2項の給与所得の金額
- 2 利子補給の対象となる住宅は、延べ床面積が165平方メートル(利子補給対象者 又はその同居の親族に、次の各号のいずれかに該当する者がいる場合(第1号に 該当する者及びその配偶者のみが居住する場合を除く。)にあっては、240平方メ ートル)以内でなければならない。

- (1) 満60歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体 障害者手帳の交付を受けている者(当該身体傷害者手帳に記載されている障害 の級別が1級から4級までの者に限る。)
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項第1号の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ3に掲げる第1款症の障害と同程度以上である者に限る。)
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において 重度又は中度の知的障害者と判定された者
- (5) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生 相談所において重度又は中度の知的障害者と判定された者
- (6) 精神に障害を有する者で、その障害の程度が国民年金法(昭和34年法律第141 号) 第30条第2項の障害等級のうち2級の障害と同程度以上と診断された者
- 3 利子補給の対象となる借入金は、別表に掲げる市内の取扱金融機関(以下「市内金融機関」という。)から自らが所有し、かつ、居住する住宅であって前項に規定する要件を満たすものの新築又は購入(以下「住宅の取得」という。)のため借り入れた資金とし、その限度額は300万円とする。ただし、住宅の取得に係る費用(当該住宅の敷地である土地に係る費用を除く。)の額又は住宅の取得のため市内金融機関から借り入れた額が当該限度額に満たない場合は、当該費用の額又は借入金額のうちいずれか低い額を限度とする。

(利子補給の期間)

- 第3条 利子補給の期間は、第5条第2項の規定により市長の承認があった日の属する月の翌月(次条において「支払開始月」という。)から5年以内とする。 (利子補給の額)
- 第4条 1月当たりの利子補給金の額は、借入金を18年元金均等で月賦償還した場合の当該月における借入金残高に、次に掲げる率のうちいずれか低いものを乗じて得た額とする。
 - (1) 借入金の借り入れ当初の利率

- (2) 2パーセント
- 2 利子補給金は、1月1日(補給開始の年にあっては支払開始月の初日)から12 月31日までの期間に係る合計額を利子補給対象者の申請に基づき翌年交付するも のとする。
- 3 利子補給の期間中に借入金残高の全額を繰上償還した者又は第9条の規定により利子補給を打ち切られた者に係る利子補給金の額は、前年度の1月1日から、繰上償還し、又は利子補給を打ち切られた日の前日までの期間につき第1項の率で日割計算により算定した額とする。
- 4 利子補給の期間中に借入金残高の一部を繰上償還した者に係る第1項の規定の 適用については、同項中「借入金残高」とあるのは、「繰上償還後の借入金残高」 とする。この場合において、当該繰上償還に係る額(2回以上繰上償還を行った 場合はこれらの額の合計額)が第2条第3項の借入金の額を超える場合は、利子 補給の対象となる借入金は償還されたものとみなし、第3条に規定する期間内で あっても、以後利子の補給は行わない。

(利子補給の承認)

- 第5条 利子補給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、勤労者住宅 資金利子補給承認申請書(様式第1号)正副2通を市内金融機関を経由して市長 に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、 利子補給承認書(様式第2号)を市内金融機関を経由して申請者に交付するもの とする。

(請求事務の委任)

第6条 前条第2項の規定により利子補給の承認を受けた申請者は、利子補給金の 請求の事務を市内金融機関に委任するものとする。

(利子補給金の請求)

第7条 市内金融機関は、前条の規定により利子補給金の請求の事務について委任を受けたときは、第4条で定める額について、勤労者住宅資金利子補給金請求書(様式第3号)に申請者の委任状(様式第4号)及び勤労者住宅資金貸付実績書(様式第5号)を添えて、毎年1月末日までに市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

- 第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査し、適当と認めると きは、毎年3月末日までに利子補給金を市内金融機関に交付する。
- 2 市内金融機関は、前項の利子補給金の交付を受けたときは、申請者に送金する ものとする。

(利子補給金の打切り等)

- 第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給を打ち 切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとす る。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 借入金の返済が停止したとき。
 - (3) 市税等を滞納したとき。
 - (4) 借入金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 利子補給の期間内にその住宅を他に転用し、譲渡し、又は貸し付けたとき。
- 2 市内金融機関は、申請者が前項各号のいずれかに該当することを知り得たとき は、速やかに市長に報告しなければならない。

(報告の聴取及び調査)

第10条 市長は、利子補給の対象となる借入金に関して、市内金融機関及び申請者 に対し報告を求め、又は帳簿、書類等を調査することができる。この場合におい て、市内金融機関及び申請者は、これに協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の芦原町勤労者住宅資金利子補給要綱(昭和61年芦原町告示第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年11月14日告示第78号)

この告示は、平成17年11月15日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第69号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月1日告示第185号)

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第40号の2)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成31年3月31日告示第41号の7) (施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、平成32年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のあわら市勤労者住宅資金利子補給要綱の規定は、この 告示の施行の日以後に承認された利子補給について適用し、同日前に承認された 利子補給については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

市内の取扱金融機関

北陸労働金庫金津支店

福井銀行芦原支店及び金津支店

福井信用金庫芦原支店及び金津支店

福邦銀行金津支店

北陸銀行芦原支店及び金津支店

北國銀行金津支店

|花咲ふくい農業協同組合(あわら市内の基幹支店及び支店に限る。)